仙台市保育所等及び認可外保育施設におけるＩＣＴ化推進事業等補助金交付要綱

（令和３年９月８日子供未来局長決裁）

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この要綱は，保育士の業務負担の軽減を図り，働きやすい環境を整備するとともに，安全な保育環境を構築するため，保育所等における業務のＩＣＴ化を推進する事業，児童の睡眠中の事故を防止するための安全対策に係る事業，ＩＣＴを活用した子どもの見守りのための事業，認可外保育施設における機器の導入事業，及び医療的ケア児を受入れる保育所等におけるＩＣＴ機器導入事業に要する経費に対し，予算の範囲内において補助金を交付することについて，仙台市補助金等交付規則（昭和５５年仙台市規則第３０号。以下「規則」という。）に定めるもののほか，必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において，次の各号に掲げる用語の定義は，当該各号に定めるところによる。

（１）　保育所等　仙台市私立保育所設置認可要綱（平成２７年３月３１日子供未来局長決裁）第１３条，仙台市家庭的保育事業・小規模保育事業Ｃ型事業実施要綱（平成２７年３月３１日子供未来局長決裁）第３条，仙台市小規模保育事業Ａ型・Ｂ型事業実施要綱（平成２７年３月３１日子供未来局長決裁）第４条，仙台市居宅訪問型保育事業実施要綱（令和４年１０月３日子供未来局長決裁）第１１条，仙台市事業所内保育事業実施要綱（平成２７年３月３１日子供未来局長決裁）第４条，及び仙台市幼保連携型認定こども園設置認可要綱（平成２７年３月３０日子供未来局長決裁）第３条のいずれかによる認可を受けた施設又は事業，並びに仙台市幼稚園型，保育所型及び地方裁量型認定こども園認定要件要綱（平成２７年３月３０日子供未来局長決裁）第３条の認定を受けた施設（ただし，幼稚園型認定こども園を除く。）をいう（ただし，第３章，第４章及び第６章の事業にあっては，居宅訪問型保育事業を除く。）

（２）　認可外保育施設　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第５９条の２に基づき仙台市に届け出を行っている施設（同法第６条の３第１１項に規定する業務を目的とする施設を除く。以下同じ。）であって，「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成１７年１月２１日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める証明書の交付を受けている又は交付予定の施設をいう（ただし，第３章の事業にあっては，地方公共団体が運営する施設を含まず，第４章及び第５章の事業にあっては，地方公共団体が運営する施設を含み，また第４章及び第５章において園児の登園及び降園の管理に関する機能を導入する事業にあっては，同証明書の交付を受けていない施設を含む）

（補助金交付対象者）

第３条　この補助金の交付を受けることができる者は，次の要件を満たすものとする。

（１）仙台市内に所在する保育所等又は認可外保育施設を運営する事業者（以下「事業実施者」という。）であること。

（２）申請者が個人の場合にあっては，本市の市税を滞納していないこと。申請者が個人以外の場合にあっては，法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告(当該申告の義務を有する者に限る。)を行い，かつ，本市の市税を滞納していないこと。市税の滞納がないことについては，市長が申請者の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし，申請者が市税の滞納がないことの証明書(申請日前３０日以内に交付を受けたものに限る。)を提出し

た場合はこの限りではない。ここに規定する市税とは，申請者が個人の場合，個人の市民税(地方税法第３１９条第１項の規定より普通徴収の方法によって徴収されるものに限る。)，固定資産税，軽自動車税，都市計画税とする。申請者が個人以外の場合，個人の市民税(当該法人が仙台市市税条例第２２条各項の規定に基づき，特別徴収義務者に指定されている場合に限る。)，法人の市民税，固定資産税，軽自動車税，特別土地保有税，事業所税，都市計画税とする。

（３）暴力団等と関係を有していないこと。

第２章　ＩＣＴ化推進事業

（補助対象事業）

第４条　補助の対象となる事業は，事業実施者（ただし，認可外保育施設を運営する事業者を除く。）が保育士等の業務負担を軽減するため，次の各号のいずれかに掲げる機能を有するシステムを導入する事業（以下「ＩＣＴ化推進事業」という。）とする。

（１）　保育に係る計画・記録に関する機能

（２）　園児の登園及び降園の管理に関する機能

（３）　保護者との連絡に関する機能

（４）　キャッシュレス決済に関する機能

２　システムの導入に当たっては，前項第１号から第４号に規定する機能に加え，保護者が負担する利用料金の請求に関する機能や職員の勤務シフトの作成機能など，保育士等の業務負担の軽減に資する他の機能を付与することができるものとする。

３　前２項の規定による補助は，１施設につき１回に限るものとする。

４　前項の規定にかかわらず，第１項第１号から第３号までのうち１以上の機能を有するシステムを導入した施設が，新たに同項第４号の機能を有するシステムを導入する場合は，当該システムの導入に必要な費用に限り，補助の対象とすることができる。

５　第１項第２号の機能を導入する保育所等においては，適切な登降園管理が行われるよう，各施設で作成する安全計画に，システムを活用した安全管理の取組について明記しなければならない。

（補助対象経費）

第５条　補助の対象となる経費は，前条に掲げる機能を有するシステムを導入するために要した初期費用とし，機器及びソフトウェア等の購入費，リース料（ただし，システムを導入した年度内の分に限る。），インターネット環境の整備費，工事費，（以下「購入費等」という。）並びにその消費税及び地方消費税とする。

２　システムの月額利用料（ただし，システムを導入した年度内の分を除く。），購入費等の振込手数料，分割払い手数料及び金利は，対象経費に含まない。

３　第１項に定める経費が，他の事業等による補助金の交付対象となっている場合には，対象経費に含まない。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は，別表１に定める額とする。

（交付の申請）

第７条　規則第３条第１項の規定による交付の申請は，ＩＣＴ化推進事業等補助金交付申請書（様式第１号－１）に次の書類を添えて市長が別に定める期日までに提出して行うものとする。

（１）　ＩＣＴ化推進事業等補助金実施計画書（様式第２号－１）

（２） システムの導入から運用開始までの工程について確認できる資料
（３） システムの導入に係る費用について確認できる資料（見積書等）
（４） システムに搭載する機能について詳細に確認できる資料
（５） 交付申請額計算表

（交付の決定等）
第８条　市長は，補助金の交付の申請が到達してから６０日以内に，当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で，補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとし，規則第６条の規定による決定の通知は，ＩＣＴ化推進事業等補助金交付決定通知書（様式第３号－１）により行うものとする。
２　市長は，前項の規定により補助金を交付することが不適当と決定したときは，ＩＣＴ化推進事業等補助金不交付決定通知書（様式第４号）により，当該申請者に対し，その旨及び理由を通知するものとする。

（交付の条件）
第９条　規則第５条第１項第１号に規定する市長の定める軽微な変更は，次のとおりとする。ただし，補助事業の目的に変更を生じないものに限る。
（１） 第５条に定める経費内で流用する場合
２　規則第５条第１項の規定による変更等の申請は，ＩＣＴ化推進事業等補助金変更等承認申請書（様式第５号－１，第６号－１）により行うものとする。
３　前項の申請に対する承認は，ＩＣＴ化推進事業等補助金（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第７号－１）により行うものとする。この場合，市長は，交付の決定を取り消し，又は変更することができる。
４　前項の規定による取消しまたは変更を行ったときは，理由を付して書面により通知するものとする。
５　規則第５条第１項に定める条件のほか規則第５条第２項の規定による交付の条件は，補助事業により取得した財産を市長の承認を受けずに，交付の目的に反して使用，譲渡，交換，貸付又は担保に供しないこととする。

（申請の取下げ）
第１０条　規則第７条第１項の規定による申請の取下げは，交付決定の通知があった日から１０日を経過した日までにＩＣＴ化推進事業等補助金交付申請取下書（様式第８号－１）により行うものとする。

（実績報告）
第１１条　規則第１２条第１項の規定による実績報告は，ＩＣＴ化推進事業等補助金実績報告書（様式第９号－１）に次の書類を添えて，システムが保育所等に導入され，当該費用を事業実施者が事業者に支払った日の属する月の翌月末日（支払った日の属する月が３月の場合は，３月末）までに行わなければならない。ただし，やむを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は，この限りではない。
（１） システムに搭載されている機能について詳細に確認できる資料
（２） 補助対象経費の領収書
（３） 納品書
（４） 導入効果等報告書
（５） 交付確定額計算表

（補助金の確定等）

第１２条　市長は，前条の規定による実績報告を受けた場合において，当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で，補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは，交付すべき補助金の額を確定するものとし，規則第１３条の規定による通知は，ＩＣＴ化推進事業等補助金確定通知書（様式第１０号－１）により行うものとする。

（補助金の交付）

第１３条　市長は，前条の規定により補助金の額の確定通知を行った後，事業実施者から請求書（様式第１１号）の提出を受けて，補助金を支払うものとする。

２　前項の規定にかかわらず，規則第１２条第２項に定めるときは，第８条第１項の規定によるＩＣＴ化推進事業等補助金交付決定通知書（様式第３号－１）による通知を行うことで，同時に前条における補助金の額の確定を行ったものとみなし，事業実施者から請求書（様式第１１号）の提出を受けて補助金を支払うものとする。

第３章　安全対策事業（睡眠中の事故防止対策のための事業）

（補助対象事業）

第１４条　補助の対象となる事業は，事業実施者が，児童の睡眠中の事故を防止するために必要な機器を購入又はリースする事業とする。

（１）対象機器については，睡眠中の児童の体動や体の向きを検知するなどの機能を持つ機器その他これらと同等の機能を持つ機器とする。

（２）対象児童については，０～２歳の児童を対象とする。ただし，３歳以上の児童であっても，当該児童の発育状況等により，前号に定める対象機器を使用する必要があると市長が認める場合は対象とする。

（３）機器の選定にあたっては，事業実施者において，「医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和３５年法律第１４５号）に基づく医療機器の製造販売の承認等がなされることや保育所等又は認可外保育施設での導入実績があることなど，安全性等を十分に考慮した上で決定すること。

（４）本事業による機器の導入は，安全確保業務の代替となるものではなく，あくまでも保育の質の確保・向上の一環として，安全かつ安心な保育環境の確保に資する補助的なものであるものとする。

（補助対象経費）

第１５条　補助の対象となる経費は，前条に掲げる機能を有する機器等の購入費，リース料及びその消費税及び地方消費税とする。

２　購入費等の振込手数料，分割払い手数料及び金利は，対象経費に含まない。

３　第１項に定める経費が，他の事業等による補助金の交付対象となっている場合には，対象経費に含まない。

４　機器の使用対象となる児童の数以上に機器を購入する場合，及び機器の使用対象となる児童に対して複数の機器を購入する場合は対象経費に含まない。

（補助金の額）

第１６条　補助金の額は，１保育所等又は認可外保育施設当たり５００，０００円に４分の３を乗じて

得た額を上限とする。ただし，補助対象経費が５００，０００円を下回るときは，当該金額に４分の３を乗じて得た額とする。

２　前項の規定により算出した金額に，千円未満の端数が生じた場合は，これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第１７条　規則第３条第１項の規定による交付の申請は，ＩＣＴ化推進事業等補助金交付申請書（様式第１号－２）に次の書類を添えて市長が別に定める期日までに提出して行うものとする。

（１）ＩＣＴ化推進事業等補助金実施計画書（様式第２号－１）

（２）機器の購入等に係る費用について確認できる資料（見積書等）

（３）機器の機能について詳細に確認できる資料

（交付の決定等）

第１８条　市長は，補助金の交付の申請が到達してから６０日以内に，当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で，補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとし，規則第６条の規定による決定の通知は，ＩＣＴ化推進事業等補助金交付決定通知書（様式第３号－２）により行うものとする。

２　市長は，前項の規定により補助金を交付することが不適当と決定したときは，ＩＣＴ化推進事業等補助金不交付決定通知書（様式第４号）により，当該申請者に対し，その旨及び理由を通知するものとする。

（交付の条件）

第１９条　規則第５条第１項第１号に規定する市長の定める軽微な変更は，次のとおりとする。ただし，補助事業の目的に変更を生じないものに限る。

（１）　第１５条に定める経費内で流用する場合

２　規則第５条第１項の規定による変更等の申請は，ＩＣＴ化推進事業等補助金変更等承認申請書（様式第５号－２，第６号－２）により行うものとする。

３　前項の申請に対する承認は，ＩＣＴ化推進事業等補助金（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第７号－２）により行うものとする。この場合，市長は，交付の決定を取り消し，又は変更することができる。

４　前項の規定による取消しまたは変更を行ったときは，理由を付して書面により通知するものとする。

５　規則第５条第１項に定める条件のほか規則第５条第２項の規定による交付の条件は，補助事業により取得した財産を市長の承認を受けずに，交付の目的に反して使用，譲渡，交換，貸付又は担保に供しないこととする。

（申請の取下げ）

第２０条　規則第７条第１項の規定による申請の取下げは，交付決定の通知があった日から１０日を経過した日までにＩＣＴ化推進事業等補助金交付申請取下書（様式第８号－２）により行うものとする。

（実績報告）

第２１条　規則第１２条第１項の規定による実績報告は，ＩＣＴ化推進事業等補助金実績報告書（様式第９号－２）に次の書類を添えて，機器が保育所等又は認可外保育施設に導入され，当該費用を事業実施者が事業者に支払った日の属する月の翌月末日（支払った日の属する月が３月の場合は，３月末

）までに行わなければならない。ただし，やむを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は，この限りではない。

（１）補助対象経費の領収書

（２）納品書

（補助金の確定等）

第２２条　市長は，前条の規定による実績報告を受けた場合において，当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で，補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは，交付すべき補助金の額を確定するものとし，規則第１３条の規定による通知は，ＩＣＴ化推進事業等補助金確定通知書（様式第１０号－２）により行うものとする。

（補助金の交付）

第２３条　市長は，前条の規定により補助金の額の確定通知を行った後，事業実施者から請求書（様式第１１号）の提出を受けて，補助金を支払うものとする。

２　前項の規定にかかわらず，規則第１２条第２項に定めるときは，第１８条第１項の規定によるＩＣＴ化推進事業等補助金交付決定通知書（様式第３号－２）による通知を行うことで，同時に前条における補助金の額の確定を行ったものとみなし，事業実施者から請求書（様式第１１号）の提出を受けて補助金を支払うものとする。

第４章　安全対策事業（ＩＣＴを活用した子どもの見守りのための事業）

（補助対象事業）

第２４条　補助の対象となる事業は，事業実施者が安全対策のため，ＧＰＳやＢＬＥにより子どもの位置情報を管理するなど，園外活動時等の子どもの見守りを行うために必要な機器を購入又はリースする事業とする。

（１）対象機器については，ＧＰＳやＢＬＥにより子どもの位置情報を管理するなど，園外活動時等の子どもの見守りに資する機器とする。

（２）本事業による機器の導入は，安全確保業務の代替となるものではなく，あくまでも保育の質の確保・向上の一環として，安全かつ安心な保育環境の確保に資する補助的なものであり，保育所保育指針（平成２９年厚生労働省告示第１１７号）等に基づき，安全な保育環境の確保を図ること。

（補助対象経費）

第２５条　補助の対象となる経費は，前条に掲げる機能を有する機器等の購入費，リース料及びその消費税及び地方消費税とする。

２　購入費等の振込手数料，分割払い手数料及び金利は，対象経費に含まない。

３　第１項に定める経費が，他の事業等による補助金の交付対象となっている場合には，対象経費に含まない。

４　機器の使用対象となる児童の数以上に機器を購入する場合，及び機器の使用対象となる児童に対して複数の機器を購入する場合は対象経費に含まない。

（補助金の額）

第２６条　補助金の額は，１保育所等又は認可外保育施設当たり２００，０００円に４分の３を乗じて得た額を上限とする。ただし，補助対象経費が２００，０００円を下回るときは，当該金額に４分の

３を乗じて得た額とする。
２　前項の規定により算出した金額に，千円未満の端数が生じた場合は，これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）
第２７条　規則第３条第１項の規定による交付の申請は，ＩＣＴ化推進事業等補助金交付申請書（様式第１号－３）に次の書類を添えて市長が別に定める期日までに提出して行うものとする。
（１）ＩＣＴ化推進事業等補助金実施計画書（様式第２号－１）
（２）機器の購入等に係る費用について確認できる資料（見積書等）
（３）機器の機能について詳細に確認できる資料

（交付の決定等）
第２８条　市長は，補助金の交付の申請が到達してから６０日以内に，当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で，補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとし，規則第６条の規定による決定の通知は，ＩＣＴ化推進事業等補助金交付決定通知書（様式第３号－３）により行うものとする。
２　市長は，前項の規定により補助金を交付することが不適当と決定したときは，ＩＣＴ化推進事業等補助金不交付決定通知書（様式第４号）により，当該申請者に対し，その旨及び理由を通知するものとする。

（交付の条件）
第２９条　規則第５条第１項第１号に規定する市長の定める軽微な変更は，次のとおりとする。ただし，補助事業の目的に変更を生じないものに限る。
（１）　第２５条に定める経費内で流用する場合
２　規則第５条第１項の規定による変更等の申請は，ＩＣＴ化推進事業等補助金変更等承認申請書（様式第５号－３，第６号－３）により行うものとする。
３　前項の申請に対する承認は，ＩＣＴ化推進事業等補助金（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第７号－３）により行うものとする。この場合，市長は，交付の決定を取り消し，又は変更することができる。
４　前項の規定による取消しまたは変更を行ったときは，理由を付して書面により通知するものとする。
５　規則第５条第１項に定める条件のほか規則第５条第２項の規定による交付の条件は，補助事業により取得した財産を市長の承認を受けずに，交付の目的に反して使用，譲渡，交換，貸付又は担保に供しないこととする。

（申請の取下げ）
第３０条　規則第７条第１項の規定による申請の取下げは，交付決定の通知があった日から１０日を経過した日までにＩＣＴ化推進事業等補助金交付申請取下書（様式第８号－３）により行うものとする。

（実績報告）
第３１条　規則第１２条第１項の規定による実績報告は，ＩＣＴ化推進事業等補助金実績報告書（様式第９号－３）に次の書類を添えて，機器が保育所等又は認可外保育施設に導入され，当該費用を事業実施者が事業者に支払った日の属する月の翌月末日（支払った日の属する月が３月の場合は，３月末）までに行わなければならない。ただし，やむを得ない理由により当該期日までに提出できない場合

は，この限りではない。
（１）補助対象経費の領収書
（２）納品書

（補助金の確定等）
第３２条　市長は，前条の規定による実績報告を受けた場合において，当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で，補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは，交付すべき補助金の額を確定するものとし，規則第１３条の規定による通知は，ＩＣＴ化推進事業等補助金確定通知書（様式第１０号－３）により行うものとする。

（補助金の交付）
第３３条　市長は，前条の規定により補助金の額の確定通知を行った後，事業実施者から請求書（様式第１１号）の提出を受けて，補助金を支払うものとする。
２　前項の規定にかかわらず，規則第１２条第２項に定めるときは，第２８条第１項の規定によるＩＣＴ化推進事業等補助金交付決定通知書（様式第３号－３）による通知を行うことで，同時に前条における補助金の額の確定を行ったものとみなし，事業実施者から請求書（様式第１１号）の提出を受けて補助金を支払うものとする。

第５章　認可外保育施設における機器の導入事業

（補助対象事業）
第３４条　補助の対象となる事業は，事業実施者（ただし，保育所等を運営する事業者を除く。）が保育従事者の業務負担を軽減し，事故防止につなげるため，次の各号のいずれかに掲げる機能を有する機器を導入する事業とする。
（１）園児の登園及び降園の管理に関する機能
（２）保育に係る計画・記録に関する機能
２　機器の導入に当たっては，前項に規定する機能に加え，必要に応じて，保護者との連絡に関する機能，保護者が負担する利用料金の請求に関する機能や職員の勤務シフトの作成機能など，保育従事者の業務負担の軽減に資する他の機能を付与することができるものとする。
３　第１項第１号の機能を有する機器を導入する認可外保育施設においては，適切な登降園管理が行われるよう，各施設で作成する安全計画に，システムを活用した安全管理の取組について明記しなければならない。
４　第１項の規定による補助は，１施設につき１回に限るものとする。

（補助対象経費）
第３５条　補助の対象となる経費は，前条に掲げる機能を有するシステムを導入するために要した初期費用とし，機器及びソフトウェア等の購入費，リース料（ただし，システムを導入した年度内の分に限る。），インターネット環境の整備費，工事費，（以下「購入費等」という。）並びにその消費税及び地方消費税とする。
２　システムの月額利用料，購入費等の振込手数料，分割払い手数料及び金利は，対象経費に含まない。
３　第１項に定める経費が，他の事業等による補助金の交付対象となっている場合には，対象経費に含まない。

（補助金の額）

第３６条　補助金の額は，１認可外保育施設当たり２００，０００円に４分の３を乗じて得た額を上限とする。ただし，補助対象経費が２００，０００円を下回るときは，当該金額に４分の３を乗じて得た額とする。

２　前項の規定により算出した金額に，千円未満の端数が生じた場合は，これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第３７条　規則第３条第１項の規定による交付の申請は，ＩＣＴ化推進事業等補助金交付申請書（様式第１号－４）に次の書類を添えて市長が別に定める期日までに提出して行うものとする。

（１）　ＩＣＴ化推進事業等補助金実施計画書（様式第２号－１）

（２）　システムの導入から運用開始までの工程について確認できる資料

（３）　システムの導入に係る費用について確認できる資料（見積書等）

（４）　システムに搭載する機能について詳細に確認できる資料

（５）　交付申請額計算表

（交付の決定等）

第３８条　市長は，補助金の交付の申請が到達してから６０日以内に，当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で，補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとし，規則第６条の規定による決定の通知は，ＩＣＴ化推進事業等補助金交付決定通知書（様式第３号－４）により行うものとする。

２　市長は，前項の規定により補助金を交付することが不適当と決定したときは，ＩＣＴ化推進事業等補助金不交付決定通知書（様式第４号）により，当該申請者に対し，その旨及び理由を通知するものとする。

（交付の条件）

第３９条　規則第５条第１項第１号に規定する市長の定める軽微な変更は，次のとおりとする。ただし，補助事業の目的に変更を生じないものに限る。

（１）第３５条に定める経費内で流用する場合

２　規則第５条第１項の規定による変更等の申請は，ＩＣＴ化推進事業等補助金変更等承認申請書（様式第５号－４，第６号－４）により行うものとする。

３　前項の申請に対する承認は，ＩＣＴ化推進事業等補助金（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第７号－４）により行うものとする。この場合，市長は，交付の決定を取り消し，又は変更することができる。

４　前項の規定による取消しまたは変更を行ったときは，理由を付して書面により通知するものとする。

５　規則第５条第１項に定める条件のほか規則第５条第２項の規定による交付の条件は，補助事業により取得した財産を市長の承認を受けずに，交付の目的に反して使用，譲渡，交換，貸付又は担保に供しないこととする。

（申請の取下げ）

第４０条　規則第７条第１項の規定による申請の取下げは，交付決定の通知があった日から１０日を経過した日までにＩＣＴ化推進事業等補助金交付申請取下書（様式第８号－４）により行うものとする。

（実績報告）

第４１条　規則第１２条第１項の規定による実績報告は，ＩＣＴ化推進事業等補助金実績報告書（様式第９号－４）に次の書類を添えて，システムが認可外保育施設に導入され，当該費用を事業実施者が事業者に支払った日の属する月の翌月末日（支払った日の属する月が３月の場合は，３月末）までに行わなければならない。ただし，やむを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は，この限りではない。

（１）　システムに搭載されている機能について詳細に確認できる資料

（２）　補助対象経費の領収書

（３）　納品書

（４）　交付確定額計算表

（補助金の確定等）

第４２条　市長は，前条の規定による実績報告を受けた場合において，当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で，補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは，交付すべき補助金の額を確定するものとし，規則第１３条の規定による通知は，ＩＣＴ化推進事業等補助金確定通知書（様式第１０号－４）により行うものとする。

（補助金の交付）

第４３条　市長は，前条の規定により補助金の額の確定通知を行った後，事業実施者から請求書（様式第１１号）の提出を受けて，補助金を支払うものとする。

２　前項の規定にかかわらず，規則第１２条第２項に定めるときは，第３８条第１項の規定によるＩＣＴ化推進事業等補助金交付決定通知書（様式第３号－４）による通知を行うことで，同時に前条における補助金の額の確定を行ったものとみなし，事業実施者から請求書（様式第１１号）の提出を受けて補助金を支払うものとする。

第６章　医療的ケア児を受入れる保育所等におけるＩＣＴ機器導入事業

（補助対象事業）

第４４条　補助の対象となる事業は，医療的ケア児の受入れを行う保育所等において，事業実施者が医療的ケア児とのコミュニケーション等にＩＣＴ機器を導入する事業とする。

（補助対象経費）

第４５条　補助の対象となる経費は，前条に掲げる機能を有する機器の購入費，リース料及びその消費税及び地方消費税とする。

２　購入費等の振込手数料，分割払い手数料及び金利は，対象経費に含まない。

３　第１項に定める経費が，他の事業等による補助金の交付対象となっている場合には，対象経費に含まない。

（補助金の額）

第４６条　補助金の額は，１施設当たり２００，０００円を上限とする。ただし，補助対象経費が２００，０００円を下回るときは，当該金額とする。

２　前項の規定により算出した金額に，千円未満の端数が生じた場合は，これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第４７条　規則第３条第１項の規定による交付の申請は，ＩＣＴ化推進事業等補助金交付申請書（様式第１号－５）に次の書類を添えて市長が別に定める期日までに提出して行うものとする。

（１）ＩＣＴ化推進事業等補助金実施計画書（様式第２号－２）

（２）機器の購入等に係る費用について確認できる資料（見積書等）

（３）機器の機能について詳細に確認できる資料

（交付の決定等）

第４８条　市長は，補助金の交付の申請が到達してから６０日以内に，当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で，補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとし，規則第６条の規定による決定の通知は，ＩＣＴ化推進事業等補助金交付決定通知書（様式第３号－５）により行うものとする。

２　市長は，前項の規定により補助金を交付することが不適当と決定したときは，ＩＣＴ化推進事業等補助金不交付決定通知書（様式第４号）により，当該申請者に対し，その旨及び理由を通知するものとする。

（交付の条件）

第４９条　規則第５条第１項第１号に規定する市長の定める軽微な変更は，次のとおりとする。ただし，補助事業の目的に変更を生じないものに限る。

（１）第４５条に定める経費内で流用する場合

２　規則第５条第１項の規定による変更等の申請は，ＩＣＴ化推進事業等補助金変更等承認申請書（様式第５号－５，第６号－５）により行うものとする。

３　前項の申請に対する承認は，ＩＣＴ化推進事業等補助金（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第７号－５）により行うものとする。この場合，市長は，交付の決定を取り消し，又は変更することができる。

４　前項の規定による取消しまたは変更を行ったときは，理由を付して書面により通知するものとする。

５　規則第５条第１項に定める条件のほか規則第５条第２項の規定による交付の条件は，補助事業により取得した財産を市長の承認を受けずに，交付の目的に反して使用，譲渡，交換，貸付又は担保に供しないこととする。

（申請の取下げ）

第５０条　規則第７条第１項の規定による申請の取下げは，交付決定の通知があった日から１０日を経過した日までにＩＣＴ化推進事業等補助金交付申請取下書（様式第８号－５）により行うものとする。

（実績報告）

第５１条　規則第１２条第１項の規定による実績報告は，ＩＣＴ化推進事業等補助金実績報告書（様式第９号－５）に次の書類を添えて，機器が保育所等に導入され，当該費用を事業実施者が事業者に支払った日の属する月の翌月末日（支払った日の属する月が３月の場合は，３月末）までに行わなければならない。ただし，やむを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は，この限りではない。

（１）補助対象経費の領収書

（２）納品書

（補助金の確定等）

第５２条　市長は，前条の規定による実績報告を受けた場合において，当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で，補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは，交付すべき補助金の額を確定するものとし，規則第１３条の規定による通知は，ＩＣＴ化推進事業等補助金確定通知書（様式第１０号－５）により行うものとする。

（補助金の交付）

第５３条　市長は，前条の規定により補助金の額の確定通知を行った後，事業実施者から請求書（様式第１１号）の提出を受けて，補助金を支払うものとする。

２　前項の規定にかかわらず，規則第１２条第２項に定めるときは，第４８条第１項の規定によるＩＣＴ化推進事業等補助金交付決定通知書（様式第３号－５）による通知を行うことで，同時に前条における補助金の額の確定を行ったものとみなし，事業実施者から請求書（様式第１１号）の提出を受けて補助金を支払うものとする。

第７章　その他

（決定の取消し）

第５４条　市長は，補助金の決定を受けた者（以下，「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは，交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（１）虚偽その他不正の手段により交付決定又は補助金の交付を受けたとき

（２）補助金を他の用途に使用したとき

（３）交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づき市長が行った処分に違反したとき

２　前項の取消しを行ったときは，理由を付して書面により通知するものとする。

（補助金の返還）

第５５条　市長は，交付決定を取消した場合において，当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは，期限を定めて，その全部又は一部の返還を請求するものとする。

（財産の処分の制限等）

第５６条　補助事業者は，事業により取得し，又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械，器具及びその他の財産については，「補助事業等により取得し，又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年７月11日厚生労働省告示第384号）」に定める期間を経過するまで，市長の承認を受けないで，この補助金の交付の目的に反して使用し，譲渡し，交換し，貸し付け，担保に供し，又は廃棄してはならない。

２　市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には，その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

３　事業完了後に，消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には，速やかに市長に報告しなければならない。ただし，補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部，支社，支所等であって，自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず，本部，本社，本所等（以下，「本部等」という。）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は，本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。また，補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には，当該仕入控除税額を市に返納しなければならない。

（財産の管理）

第５７条　事業により取得し，又は効用の増加した財産については，台帳の管理及び物品への表示等，事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに，その効果的な運営を図らなければならない。

（書類の整備等）

第５８条　補助金の交付を受けた事業実施者は，補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の関係書類を整備し，かつ第１２条，第２２条，第３２条，第４２条又は第５２条の通知を受けた年度の翌年度から１０年間保存しておかなければならない。

（細則）

第５９条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項はこども若者局長が別に定める。

附　則

この要綱は，令和３年９月８日から実施し，令和３年４月１日から適用する。

附　則（令和４年７月２７日改正）

この改正は，令和４年７月２７日から実施し，令和４年４月１日から適用する。

附　則（令和５年８月８日改正）

この改正は，令和５年８月８日から実施し，令和５年４月１日から適用する。

附　則（令和６年１０月３０日改正）

この改正は，令和６年１０月３０日から実施し，令和６年４月１日から適用する。

附　則（令和７年１０月１７日改正）

この改正は，令和７年１０月１７日から実施し，令和７年４月１日から適用する。

附　則（令和８年６月１日改正）

この改正は，令和８年６月１日から実施し，令和８年４月１日から適用する。

附　則（令和８年１０月２８日改正）

この改正は，令和８年１０月２８日から実施し，令和８年４月１日から適用する。

（別表１　第６条関係）

・補助基準額及び補助率（１施設あたり）

（ア）端末購入を行わない場合

第４条（１）から（４）の対象機能のうち導入する機能数	補助基準額	補助率
１機能を導入する場合	200,000	3/4
２機能を導入する場合	400,000	3/4
３機能を導入する場合	600,000	3/4
４機能を導入する場合	800,000	3/4

（イ）端末購入を行う場合

第４条（１）から（４）の対象機能のうち導入する機能数	補助基準額	補助率
１機能を導入する場合	700,000	3/4
２機能を導入する場合	900,000	3/4
３機能を導入する場合	1,100,000	3/4
４機能を導入する場合	1,300,000	3/4

・補助対象経費が補助基準額を下回るときは，当該補助対象経費に補助率を乗じて得た額を補助額とする。

・上記により算出した金額に，千円未満の端数が生じた場合は，これを切り捨てるものとする。